

副本

平成23年(行ウ)第34号 政務調査費返還請求事件

原告 千葉県市民オンブズマン連絡会議

被告 千葉県知事 鈴木栄治

被告第3準備書面

平成24年4月13日

千葉地方裁判所民事第3部合議4係 御中

被告訴訟代理人 弁護士 松 島 洋

被告訴訟復代理人 弁護士 江 森 史麻子

同 弁護士 田 中 和人

同 弁護士 土 田 清子

被告指定代理人 吉 田 俊哉

同 志 村 雅彦

同 清 水 徹

同 渡 部 隆一

同 大 瀧 章裕

同 藤 崎 啓司

第1 総論

1 政務調査費支出の違法性（目的外支出）の判断方法についての補足説明

(1) 被告第2準備書面に示したとおり、政務調査費の支出が目的外支出として違法となるのは、政務調査費の支出対象が県政等との関連性を欠くことが明らか、又はその支出額が社会通念に反することが明らかであるために当該支出が使途基準及び手引きに反する場合である。

すなわち、政務調査費の使途については、法の趣旨に基づいて定められた使途基準において、「一 調査研究費」、「二 研修費」、「三 会議費」、「四 資料購入費」、「五 資料作成費」、「六 ~~広報費~~ ^{広報}」、「七 ~~事務所~~ ^費」、「八 事務費」、「九 人件費」という9つの項目及びその内容が明記されているのであり、これらの項目に該当する政務調査費の支出は、目的外支出とはいえない。

そして、千葉県議会のあり方検討委員会が策定した手引きは、かかる使途基準を前提として、その運用指針を定めているのであるから、かかる運用指針に合致する政務調査費の支出は、当然に使途基準に該当するといえるのであって目的外支出とはならない。

(2) この点、原告は、訴状記載の請求原因「第1部 総論編」「第5 政務調査費の使途基準及び定義」「3 運用指針・よくある質問について」（9頁）において、「運用指針（注：手引きと同義）に合致していたとしても・・・法令が認める支出ではないと判断されることもあり得ることになる。」と主張しているが誤っている。

(3) このように被告の主張は、目的外支出の有無は、使途基準の各項目該当性の判断であるとした上で、手引きにおける運用指針に従った支出であれば当然に、使途基準に該当する支出として、目的外支出ではないというものである。

2 使途基準における車両リースの取り扱いについて

原告は、2012年1月27日付け準備書面（第1）第1の1（4）（2頁）において、使途基準で車両の借上げに言及しているのは「調査研究費」の規定のみであるなどと主張している。

しかし、使途基準の「事務費」においても、たとえば「3 複写機、ファクシミリ、パーソナルコンピューター等の賃借料、駐車場使用料等」、「5 調査研究のための活動に必要な連絡業務等の旅費」といったように、機器（動産）類の賃貸借や旅費等が政務調査費の支出対象となる旨が規定されている。

したがって、車両リース代について、これを「事務費」として計上することは、許されているのである。

このことは、以下に述べる川名寛章議員の本件車両リース代等についても、また、木名瀬捷司議員の本件車両リース代についても、千葉県監査委員の監査報告書（甲1）が、「本件事務費の支出については明らかに目的外支出があったと認めることはできない。」（甲1・42頁「コ」下から7～6行目、43頁「サ」下から2～1行目）としていることから、明らかである。

第2 川名寛章議員の車両リース代等の支出について

1 川名寛章議員による車両リース代等の一部である142万0090円への政務調査費の充当は、使途基準の「事務費」として、適法である。

2 政務調査費が「調査研究活動」に使用したことを裏付ける説明及び証拠書類の提出は要求されていないこと

（1）先に触れたとおり、原告は、「調査研究活動」に使用したことを裏付ける説明及び証拠書類を提出していない」ことを違法理由とする。

しかし、条例上、議員等には「支出」関係書類の提出等が義務づけられて

はいるものの、原告が主張するような調査研究の「活動内容」関係書類の提出等に関する定めはないのであって、上記は違法理由とはならない。

(2) さらにいえば、手引き(22～25頁)には、「第4章 会派、議員が整理保管すべき支出証拠書類等」として、使途基準の項目ごとに、会派及び議員が整理保管すべき書類が記載されているところ、「全項目共通」に整理保管すべき書類のいずれも「支出」関係書類であって、「活動内容」関係書類ではない。また、「事務費」において特に整理保管すべき書類も、やはり「支出」関係書類だけである。

そして、川名議員は、手引き上、「事務費」において特に整理保管すべき書類である、本件車両のリース契約書も保管している(乙14の1、14の2)。

3 本件車両リース代等の支払いの実情

川名議員は、有限会社栄輝から、自動車1台を月額8万円で借り受け、当該自動車に係るETC使用料及び燃料代については貸主である有限会社栄輝が立替払いを行い、毎月リース代とともに請求される契約を締結している(甲1・31頁、乙14の1、14の2)。

そして、この契約にもとづいて支払われた車両リース代等の支出については、毎月、前月分の「車両借上代」の名目でその60%が、政務調査費として計上されている(甲8-1～13)。

千葉県の総面積約5156.58km²と南関東1都3県で最大の県土面積を有しており、政務調査のための活動は、県内に限定したとしても相当広範囲にわたる。その上、川名議員は、政策理念の一つに、国道127、297、410、465号線の早期拡張を掲げており(乙15の1)、これまでなされた議員としての質問にも道路網整備に向けた問題意識は現れている(乙15の2)。なお、国道127、297、410、465号線は、房総半島の大部分に及んで

いる(乙15の3)。これらのことからすれば、按分率を60%とすることについても不合理な点は認められない。

なお、有限会社栄輝から請求されたETC使用料の一部に、対象外経費であるカード年会費8190円が含まれていたが、これについては平成23年6月20日付けで修正した上、同年7月6日付けで県に返還されている(甲1・31頁、訴状23頁)。

第3 木名瀬捷司議員の車両リース代の支出について

- 1 木名瀬捷司議員の本件車両リース代としての43万4700円の支出は、使途基準の「事務費」として、適法なものである。

なお、原告主張のように、政務調査費を調査研究活動に使用したことを裏付ける説明等が要求されていないことについては、前記「第2」の「2」に同様である。また、木名瀬議員も、手引き上、「事務費」において特に整理保管すべき書類とされている本件車両のリース契約書を保管している(乙16)。

2 本件車両リース代の支払いの実情

木名瀬議員は、千葉トヨタ自動車株式会社から、自動車1台を月額11万5000円(消費税込み12万0750円)で借り受け、毎月2日にこれが預金口座から引き落とされる契約を締結している(甲1・31~32頁、乙16)。

そして、この契約にもとづいて支払われた車両リース代の支出については、毎月2日に「車リース料」の名目でその30%が、政務調査費として計上されている(甲9-1~13)。

- 3 「高級車を長期間(本件については議員の任期以上)借り上げること」との主張について

(1) 原告は、本件車両リース代金が5年間で総額724万5000円となるとして、「高級車を長期間（本件については議員の任期以上）借り上げること」も違法理由とするようである（原告準備書面（第1）「第1」の「2」）。

しかし、使途基準及び手引きの記載を見ても、リース対象となる車両の車種やリース期間を限定した規定はない。本件車両も市場において一般に流通している車両であって、月額12万0750円というリース代金（政務調査費充当はこの30%分）が明らかに社会通念に反するものともいえない。

(2) 原告は、結局、「高級車」の借り上げは違法である旨主張するのみであり、どのような車種であればよいのか、どれほどのリース期間であればよいのか等について何ら主張していない。なお、原告が納得できる車種があるとして、政務調査費の充当が違法となるのは、その車両と本件車両のリース代の差額となるはずであるが、そうした具体的な主張もない。

さらにいえば、原告は、「本件訴訟においてはこれらの費用（「車両をリースする費用」等）への支出そのものが違法であると主張しているわけではない」（原告準備書面（第1）「第1」の「1」「(2)」）としながら、本件車両は高級車ゆえにその支出に政務調査費を充当することは違法であると主張しているのであって、まったく矛盾している。

以上